



報道発表資料の配付日時 6月20日(月) 15時00分

発表項目 (行事名)	釧路総合振興局管内における野鳥監視重点区域の解除等について		
記者レクチャー のお知らせ	(実施日時)	発表者	
		発表場所	
概要	<p>○ <u>釧路市</u>で3月31日(木)に回収された死亡野鳥(ハシブトガラス)並びに同市内でその後回収された3件の死亡野鳥(ハシブトガラス)及び1件の衰弱野鳥(トビ)からA型鳥インフルエンザウイルスの陽性反応が確認されたことに伴い環境省が指定した、それぞれ一部が重複する野鳥監視重点区域(各回収地点から半径10km以内)は、その後、当該区域内で野鳥の大量死等が確認されなかったため、<u>6月19日(日)24時に解除(※)されました(道内に指定された野鳥監視重点区域は全て解除)。</u></p> <p>※ 環境省では高病原性確認個体の回収日の次の日を1日目として28日目の24時に野鳥監視重点区域を解除するとしております。</p> <p>○ なお、4月12日(火)から5月25日(水)までの間、道内のハシブトガラスでの簡易検査の陽性率が100%に近いことから、環境省「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る対応技術マニュアル」(以下、「マニュアル」)が定める同一地域、同一種における継続事例として、道内の野鳥監視重点区域内におけるハシブトガラスの継続事例については、10羽以上の大量死があった場合や回収累積30羽ごとに簡易検査する措置を適用してまいりました。(4月15日(金)15時報道発表資料配布) 釧路市内では、1区域において当該措置を適用してまいりましたが、適用期間中のハシブトガラスの回収数は7羽でした。</p> <p>○ また、環境省は、<u>国内に指定されている野鳥監視重点区域が全て解除されたことから、マニュアルに基づき、野鳥サーベイランス(調査)における全国の対応レベルを「対応レベル1」に引き下げました。</u>(別添資料参照)</p> <p>〈道の今後の対応〉 引き続き、マニュアルに基づき、各振興局で野鳥生息場所の監視、死亡野鳥等の検査などを実施します。</p>		
参考	○ 高病原性鳥インフルエンザは、感染した鳥と密接に接触するなどの特殊な場合を除いて、通常では人に感染しないと考えられています。		
報道(取材)に当たってのお願い			
他のクラブとの関係	同時配付 同時レク	環境省、釧路総合振興局	
担当 (連絡先)	環境生活部自然環境局野生動物対策課野生鳥獣係(担当者:車田) TEL:011-231-4111(内線24-384)ダイヤルイン:011-204-5205		

野鳥におけるサーベイランス（調査）の対応レベルについて

「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る対応技術マニュアル」（環境省）において、対応レベルの設定は、以下を基本とすることとしています。ただし、近隣国発生情報等により、国内での発生状況に関わらず、対応レベルを上げることもあり得ます。

対応レベル 1	発生のない時（通常時）
対応レベル 2	国内単一箇所において、国内の野鳥、家きん及び飼養鳥で高病原性鳥インフルエンザの感染が確認された場合（国内単一箇所発生時）
対応レベル 3	国内単一箇所発生から28日以内に国内の他の箇所において、国内の野鳥、家きん及び飼養鳥で感染が確認された場合（国内複数箇所発生時）

対応レベルに応じた各調査の実施基準は下表のとおり。

対応レベル	鳥類生息状況等調査	ウイルス保有状況の調査				糞便採取調査
		死亡野鳥等調査				
		検査優先種 1	検査優先種 2	検査優先種 3	その他の種	
対応レベル 1	情報収集監視	1羽以上	3羽以上	5羽以上	5羽以上	10月から12月にかけて飛来状況に応じて糞便を採取
対応レベル 2	監視強化	1羽以上	2羽以上	5羽以上	5羽以上	
対応レベル 3	監視強化	1羽以上	1羽以上	3羽以上	5羽以上	
野鳥監視重点区域	監視強化 緊急調査 発生地対応	1羽以上	1羽以上	3羽以上	3羽以上	